

# 平成 28 年度事業計画

社会福祉法人神聖会

# 基本理念

## 「笑顔と共に暮らせる場の提供」

### 基本方針

「施設で暮らす方々、地域で暮らす方々が笑顔になれるよう、全てのサービスで支えることを使命と考え最大限努力します」

☆利用者個々の尊厳を第一に考え笑顔ある暮らしに役立ちます

☆地域に暮らす利用者並びに、その家族が笑顔で生活して頂くためのお手伝いをさせていただきます

☆私達は、介護のプロであると自覚し、技術・知識を身につけ笑顔ある暮らしの場にしていきます

☆健全な経営で、安定した介護サービスを笑顔で取り組めるよう努力します

## 目 次

神聖会	8
1 理事会及び評議員会開催予定	8
2 責任者会議	8
3 年間収入目標	8
4 人員体制	9
5 その他	9
6 社会福祉法人 神聖会 組織図	10
特別養護老人ホーム菊華園	11
1 基本方針	11
2 サービス実施内容	11
3 年間行事予定表	12
4 環境・衛生管理	12
5 介護看護職員会議	12
6 入所検討委員会(既存・ユニット共通事項)	12
7 地域との交流	13
8 委員会活動の参加	13
9 職員研修	13
10 記録等	13
特別養護老人ホーム菊華園(ユニット型)	14
1 基本方針	14
2 重点目標	14
3 サービス実施内容	14
4 会議	14
5 職員研修	15
6 委員会活動	15
7 ユニット年間行事予定表	15
保健計画	15
1 基本方針	15
2 実施計画	15
3 健康診断	16
4 感染症対策	16
5 服薬管理	16
個別機能訓練	16
1 基本方針	16
2 実施目標	16
3 実施計画	16
栄養課	17
1 基本方針	17
2 実施目標	17
3 実施計画	17
4 非常食	18
菊華園ショートステイサービス	19
1 基本方針	19
2 短期入所生活介護計画	19
3 サービス実施内容(介護・予防共通)	19
4 サービス提供実施地域	20
5 健康管理	20

6 緊急時の対応.....	20
7 その他.....	20
菊華園デイサービスセンター.....	21
I 通所介護.....	21
1 基本方針.....	21
2 通所介護計画.....	21
3 サービス実施内容.....	21
II 介護予防通所介護.....	21
1 基本方針.....	21
2 予防通所介護計画.....	21
3 サービス実施内容.....	22
III 共通事項.....	22
1 送迎.....	22
2 個別支援会議.....	22
3 健康管理.....	22
4 衛生管理.....	23
5 栄養管理.....	23
6 急変時対応.....	23
7 関係事業所との連携.....	23
8 ボランティアによる支援の活用.....	23
9 職員会議.....	23
10 保険外サービス.....	23
11 職員教育.....	24
12 年間行事予定表.....	24
13 利用者支援.....	24
14 利用者が選択できるコンテンツの充実.....	24
菊華園居宅介護支援センター.....	25
I 介護給付.....	25
1 基本方針.....	25
2 サービス実施内容.....	25
3 利用者の受け入れ.....	25
4 実施地域.....	25
5 営業日及び営業時間.....	25
6 居宅会議.....	26
II 介護予防及び日常生活総合支援事業対象者のケアマネジメント.....	26
1 基本方針.....	26
2 サービス実施内容.....	26
3 地域包括支援センターとの連携.....	26
4 日常生活総合支援事業.....	26
在宅介護支援センター菊華園.....	27
1 基本方針.....	27
2 サービス実施内容.....	27
3 利用対象者.....	28
4 広報活動.....	28
5 年間行事予定表.....	29
6 実施目標.....	29
ケアハウス菊華園.....	30
1 基本方針.....	30

2 運営方針.....	30
3 サービス実施内容.....	30
4 職員会議.....	31
5 入居者懇談会.....	31
6 週間計画.....	32
7 年間行事.....	32
夢の庄デイサービスセンター.....	33
I 通所介護.....	33
1 基本方針.....	33
2 通所介護計画.....	33
3 個別支援会議.....	33
4 サービス実施内容.....	33
II 介護予防通所介護.....	33
1 基本方針.....	33
2 個別介護予防支援計画.....	33
3 サービス実施内容.....	34
III 共通事項.....	34
1 送迎.....	34
2 健康管理・衛生管理.....	34
3 急変時対応.....	34
4 連携.....	34
5 ボランティアの受け入れ.....	34
6 職員会議.....	34
7 保険外サービスについて.....	35
8 職員教育.....	35
9 行事計画予定表.....	35
10 アクティビティの充実.....	35
11 広報作り.....	35
12 介護者支援.....	35
夢の庄ショートステイサービス.....	36
I 短期入所生活介護.....	36
1 基本方針.....	36
2 短期入所生活介護計画.....	36
3 サービス実施内容.....	36
II 介護予防短期入所生活介護.....	36
1 基本方針.....	36
2 介護予防短期入所生活介護計画.....	37
3 サービス実施内容.....	37
III 共通事項.....	37
夢の庄居宅介護支援センター.....	39
I 介護給付(要介護1～5).....	39
1 基本方針.....	39
2 サービス実施内容.....	39
II 予防給付(要支援1・要支援2).....	40
3 基本方針.....	40
4 サービス実施内容.....	40
5 営業日.....	40
特別養護老人ホームアンスリール.....	41

1 ユニットケアの基本方針	41
2 ユニットケアサービスの方針	41
3 サービス実施内容	41
4 職員会議	42
5 職員研修	42
6 年間行事計画	43
7 委員会活動	43
8 防災訓練	44
保健計画	44
1 基本方針	44
2 年度目標	44
3 実施計画	44
4 健康診断	44
5 感染症対策	45
6 服薬管理	45
栄養課	45
1 基本方針	45
2 実施目標	45
3 給食会議	45
4 衛生管理	46
個別機能訓練	46
1. 基本方針	46
2. 実施目標	46
3. 実施計画	46
アンスリール保育園	47
1 保育理念	47
2 保育目標	47
3 保育方針	47
4 年間目標	47
5 実施内容	47
アンスリールショートステイサービス	49
1 基本方針	49
2 短期入所生活介護計画	49
3 サービス実施内容(介護・予防共通)	49
4 健康管理	50
5 緊急時の対応	50
6 その他	51
アンスリール居宅介護支援センター	52
I 介護(介護度 1～5)	52
1 基本方針	52
2 サービス実施内容	52
3 給付管理業務	52
4 利用者の受け入れ	52
5 実施地域	53
6 営業日及び営業時間	53
II 介護予防及び日常生活総合支援事業対象者のケアマネジメント	53
1 基本方針	53
2 サービス実施内容	53

3 地域包括支援センターとの連携.....	53
4 総合生活総合支援事業.....	53

## 神聖会

### 1 理事会及び評議員会開催予定

開催月	内 容	理事	監事	評議員
5 月	平成27年度事業報告 平成27年度各拠点区分決算の認定	○	○	○
12 月	平成28年度各拠点区分第一次補正予算案	○		○
3 月	平成28年度各拠点区分第二次補正予算案 平成29年度事業計画案 平成29年度各拠点区分予算案	○		○

※上記のほか、定款に定められた議決事項及び重要事項を審議するため、理事会及び評議員会を開催する場合があります。

※監事においては、5月開催前に監事監査を予定しています。

### 2 責任者会議

拠点ごとに管理職及び主任の構成で、施設の運営に必要な事項を検討し、改善を行う。

開催日：毎月第三(午前 10:00～12:00)(火)夢の庄、(水)菊華園、(木)アンスリール

### 3 年間収入目標

名 称	定員	月平均	収入目標額	前年度	対比
特別養護老人ホーム菊華園	50 名	48 名	179,580 千円	194,120 千円	92.5%
特別養護老人ホーム菊華園 (ユニット型)	30 名	28 名	140,800 千円	151,300 千円	93.0%
菊華園ショートステイサービス	20 名	19 名	74,810 千円	70,600 千円	105.9%
菊華園デイサービスセンター	40 名	28 名	103,800 千円	102,900 千円	100.8%
在宅介護支援センター菊華園	/	/	4,100 千円	4,100 千円	100%
ケアハウス菊華園	25 名	24 名	50,900 千円	48,400 千円	105.1%
菊華園居宅介護支援センター	/	150 件	22,000 千円	26,800 千円	82.0%
夢の庄デイサービスセンター	30 名	27 名	62,550 千円	63,400 千円	98.6%
夢の庄ショートステイサービス	28 名	24 名	94,500 千円	96,400 千円	98.0%
夢の庄居宅介護支援センター	/	53 件	7,660 千円	7,100 千円	107.8%
特別養護老人ホーム アンスリール	90 名	80 名	383,040 千円	331,030 千円	115.7%
アンスリール ショートステイサービス	10 名	6 名	19,360 千円	31,500 千円	61.4%
アンスリール 居宅介護支援センター	/	35 件	4,500 千円	3,785 千円	118.8%

※菊華園ショートステイ及びアンスリールショートステイの場合、空床利用者を含む。



#### 4 人員体制

(平成 28 年 4 月 1 日現在体制)

事業所	職 種	施設 管理者	相談員	介護職	看護師	介護 専門員	理学・作業療法士 医師	栄養士・調理 管理栄養士	事務員 保育士 他	合計
特別養護老人ホーム菊華園 菊華園ショートステイサービス		1	1	14	4	1	1	1	3	25
			1	17	2		1		5	26
特別養護老人ホーム菊華園 (ユニット型)		1		9						9
				17						17
菊華園デイサービスセンター		1	1	6	2					9
				8	2			3	13	
ケアハウス菊華園		1	1	2						4
									0	
菊華園居宅介護支援センター 在宅介護支援センター菊華園		1				4				5
									0	
夢の庄デイサービスセンター		1	1	3	1			1	1	8
				6				1		7
夢の庄ショートステイサービス		1	1	12	2					15
				7			1	3		11
夢の庄居宅介護支援センター		1				1				2
									0	
特別養護老人ホームアンズリール アンズリールショートステイサービス アンズリール保育園		1	1	23	2	1	2	2	3	35
				16	3				3	22
アンズリール 居宅介護支援センター		1								1
									0	
合 計		6	6	69	11	7	3	4	7	113
			1	71	7	0	2	4	11	96

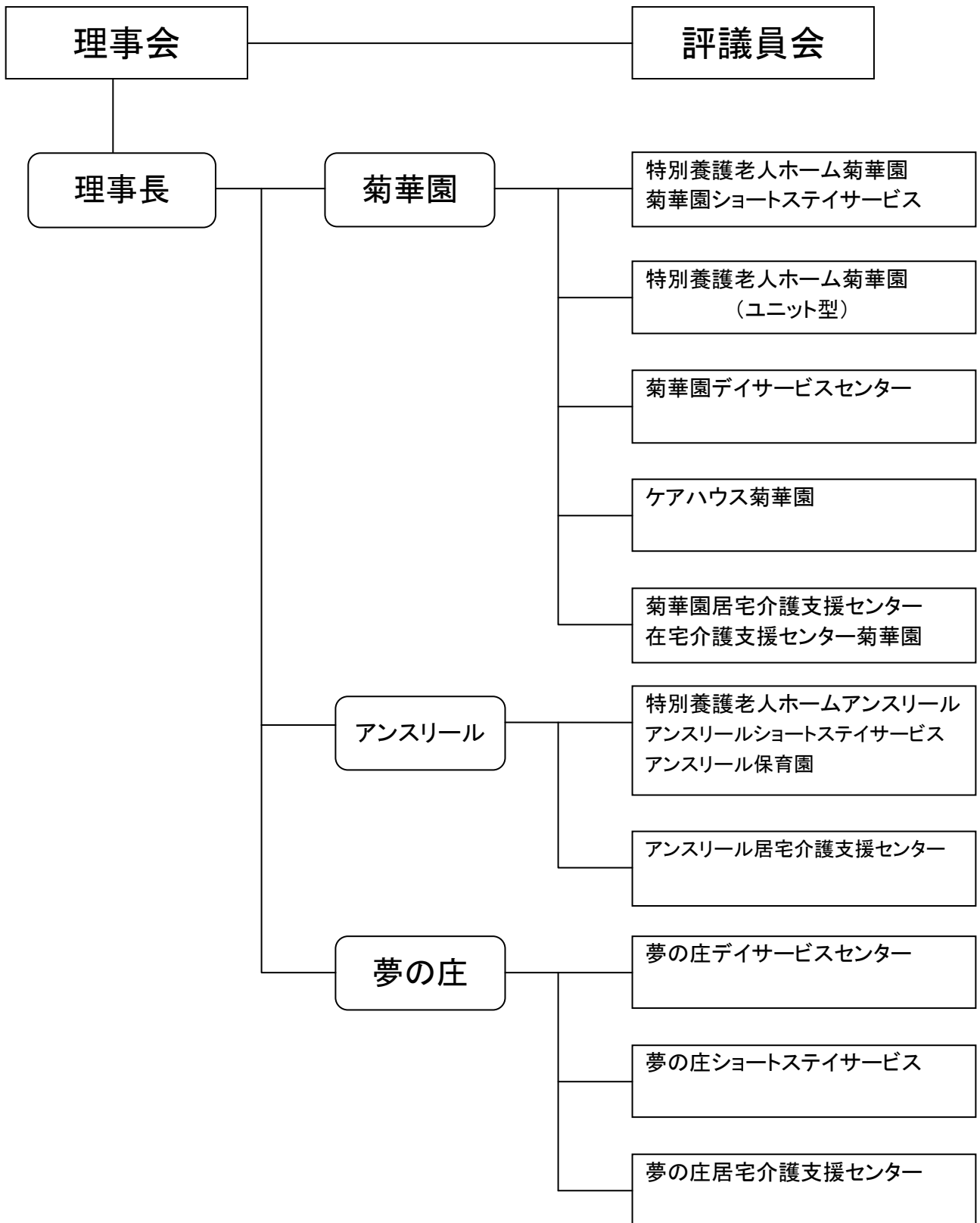
※(上段:常勤職員、下段:非常勤職員)

菊華園、アンズリールの給食業務は委託会社(株)ベストフードサービスのため、上記人員に含まれていません。

#### 5 その他

(1) 菊華園空調設備の改修

6 社会福祉法人 神聖会 組織図



### 1 基本方針

入居者のその人らしさを尊重し、日常生活が健康且つ安心して継続できるよう支援する事を目的とし、個々の習慣や嗜好、現在感じている心理を深く理解し、専門性の高いサービスを実践する。施設生活が『生活の場』『終の棲家』としてふさわしい場所となるようその方の人生に寄り添う。

### 2 サービス実施内容

「施設サービス計画書」や「栄養ケア計画書」「機能訓練計画」に基づき、入居者が安心して生活でき、また、個々が有する能力に応じた日常生活を営むことを目標とし、適切な技術をもって介護することに努める。

- (1) 食事 : 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00  
食事をする環境や雰囲気重点を置き、美味しく楽しく食事ができるように支援する。  
栄養ケア計画に基づき、その人に合わせた食事を提供する。
- (2) 入浴 : 実施日 火・金曜日 9:00～17:00  
ゆったりと気持ちよく入浴していただけるように、残存機能に合わせた入浴機材を活用し適切な声掛けを行い、心身の安定に配慮する。また、病気等で入浴できない場合は、清拭及び更衣にて清潔保持する。
- (3) 排泄  
個別性とプライバシーの尊重を重視し、適切な声掛けを行い、羞恥心を感じさせないよう配慮する。また、可能な限り同性介助を心掛ける。
- (4) 機能訓練  
理学療法士、作業療法士の指導により、介護職員が入居者の日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するため、適宜、個別機能訓練を行う。
- (5) 口腔内衛生  
入居者に対して口腔内ケアを実施する。介助が必要な方には唾液や残渣物による誤嚥性肺炎を防ぎ、安全に食生活を送れるように、ブラッシング及び義歯洗浄を行う。
- (6) 日常生活支援
  - ① 入居者それぞれに担当職員を配置しニーズに対し迅速に対応できるようにする。
  - ② 理・美容師によるサービスを提供する(入居者実費負担)
  - ③ 日常衣類の洗濯サービスを行う。
  - ④ 外出を定期的に計画し、外出支援を行う。
  - ⑤ 余暇活動の充実・・・グループ同士や個人が自由に参加出来るイベント(家庭菜園等)や余暇活動を支援する。
  - ⑥ 入居者の誕生日には月々に催しを企画・立案し入居者をお祝いする。
- (7) 居室・・・プライバシー空間を確保し個性を尊重し居室の空間を演出する。必要に応じ、居室変更、ベッド配置変更、畳使用も検討する。

- (8) 褥瘡予防・・・施設サービス計画に基づき、適宜体位交換を行い可能な限り褥瘡を発生させない事为目标とする。必要に応じ、体圧分散マット・エアーマットなど使用。
- (9) 介護事故防止  
入居者の転倒等の事故を未然に防ぐため、環境の整備、ベッド・車椅子等の介護機器の安全点検、整備を行うとともにセンサーなどの機器も必要に応じ購入を検討する。
- (10) 寝たきりゼロ  
朝・昼・夕の食事はもとより、おやつやレクリエーションの時間にも全員離床に努める。また、目的のない離床による座りきりを防止するために、個人の希望を取り入れたレク活動の充実を図る。

### 3 年間行事予定表

月	行事名	月	行事名
4月	花見	11月	動物園外出
5月	一泊旅行	12月	☆餅つき
	端午の節句		クリスマス会
6月	日帰り旅行		冬至
7月	七夕(白井保育園との交流)	1月	初詣・新年会
	☆納涼会		交流会(白井保育園児来園)
8月	縁日(花火)	2月	節分
9月	☆敬老会	3月	外食ツアー・出前
10月	紅葉狩り		

※相撲観戦2回(両国、近場での巡業)、野球観戦  
※☆印は、園全体行事。

### 4 環境・衛生管理

- (1) 居室・廊下等については常に清掃整備を行い、毎週水曜日に利用者のシーツ交換を行う。
- (2) 月一回エアコンのフィルター清掃を行い、暖房・冷房の効果をあげ快適な室温を保持する。また、冬場の乾燥に注意し、加湿を行う。
- (3) 入浴設備の清掃については、週2回(水・土曜日)に実施する。
- (4) 食事前の手洗い及び手のアルコール洗浄を日課とする。また、食前食後のテーブル消毒を行なう。
- (5) 経年劣化に伴う、修繕を速やかに行い危険が伴わない生活環境を整える。

### 5 介護看護職員会議

実施日	毎月第3火曜日
参加者	施設長、主任、介護職員・看護師・管理栄養士・生活相談員
内容	・介護上、業務上の諸問題の検討 ・入居者の事故等の検討 ・入居者、家族からの苦情等の検討 ・外部研修発表 ・勉強会 ・事業部責任者会議で決定された内容の徹底

### 6 入所検討委員会(既存・ユニット共通事項)

入所に係る規程に沿って入所検討委員会を必要に応じて適時開催し、入所決定過程の透明性・公正性を確保するとともに入所待機者の優先順位を決定する。

## 7 地域との交流

ボランティアを積極的に受け入れる。各種ボランティアの活動の場を提供すると共に、その団体や個人と連携を築き地域福祉の発展に寄与する。

## 8 委員会活動の参加

### (1) リスク・身体拘束廃止委員会

事故・ヒヤリハット報告の集計をもとに、事故予防や対応について検討し、事故ゼロを目指す。また、安全に安楽な生活が送れるよう、利用者の立場に立ち、身体拘束のないケアの実現に向けた取り組みを行う。

### (2) 広報委員会

広報誌(年2回)を作成し、神聖会の周知を図る。

### (3) 給食委員会

栄養情報や意見の交換、献立の検討などを行う。

### (4) 感染症対策委員会

感染症シーズン前や発生時に速やかに対応・対策し施設内での蔓延を防ぐ。

### (5) 防災委員会

- ①園の防災対策検討・協議
- ②避難訓練事前打ち合わせ・準備・実施
- ③防災教育研修立案・実施

## 9 職員研修

菊華園の職員として、一人ひとりが、必要な知識を理解し責任を持って職務に従事することを目的とする。日々の業務を通じての現場内部研修(OJT)を行い、専門的な研修については、外部機関が実施する研修を受講し、その資質の向上を図る。

## 10 記録等

入居者の日々の心身状況を把握し、入居者に対して必要な介護サービスが提供できるよう、記録の充実・活用に努める。

- ① 介護ケース記録
- ② 処遇日誌
- ③ 各種チェック表(排泄、食事・水分摂取、入浴、クラブ活動の参加状況等)

## 特別養護老人ホーム菊華園(ユニット型)

### 1 基本方針

ユニットでは、一人ひとり違った生活パターンを把握するためのツールとして、24 時間シートを活用し、ケアプランに基づいた、統一されたケアを行い、その人らしい生活をしていただくことを実践していく。

### 2 重点目標

- (1) 一人ひとりの生活のこだわりを 24 時間シートに落とし込み、個々の意思が反映された介護を、根拠を持って行う。
- (2) 生活する上での環境を整備し、快い安全な空間を提供していく。
- (3) 入居者にいつまでも「元気」で「楽しく」をモットーに、日々の余暇活動を充実していく。
- (4) 入居者の日課に職員が合わせる。
- (5) 職員のスキルアップ及び、ユニットケアについての理解を深めるための勉強会を行う。
- (6) 入居者、家族との連携を図り、家族のニーズにも応えられるように配慮していく。

### 3 サービス実施内容

- (1) 日常生活全般…一人一人の思いを大切にしていき、生活の中の楽しみ(イコール生きがい)を支えていくことを大切にしていく。
- (2) 外出支援、余暇活動支援…ボランティアを活用し、質の高い趣味サークルの場を作る
- (3) 家族との連携…連絡・相談を密に行い、入居者の生活を支えていく。また、家族と一緒に外出したり、一時帰宅したりする機会を設け、積極的にサポートしていく。
- (4) 個別機能訓練…理学療法士・作業療法士の指導により、個別機能訓練計画に基づき、個別に行う。
- (5) 環境・衛生管理
  - ①ユニット全館・居室・廊下等については常に清掃整備を行う。
  - ②トイレ内・共有スペースの手すり消毒を 1 日 2 回行う。
  - ③食事前の手洗い及び手指消毒を日課とする。また、食前食後のテーブル消毒を実施。
  - ④シャワーボトルや尿瓶を使用後、その都度、消毒。
  - ⑤エアコンのフィルター・窓の清掃、カーテンの洗濯を行う。…年 2 回(6 月、12 月)

### 4 会議

- (1) ユニット会議…毎月 1 回(ユニット毎)開催  
ユニット単位で行い、介護上の問題点の整理や職員の意思統一の場とする。
- (2) ユニットリーダー会議…毎月 1 回開催  
各ユニットリーダーと主任、ケアマネ、栄養士(随時他職種と連携)とで構成し、各ユニットにおける問題点の把握やユニットとしての方針を決める場とする。

## 5 職員研修

職員研修の場として、適宜勉強会を開催する。内容については、ユニットリーダー会議の場で協議し、適材適所で主催者選出。

## 6 委員会活動

### (1) リスク・身体拘束廃止委員会

事故・ヒヤリハット報告の集計をもとに、事故予防や対応について検討し、事故ゼロを目指す。また、安全に安楽な生活が送れるよう、利用者の立場に立ち、身体拘束のないケアの実現に向けた取り組みを行う。

### (2) 広報委員会

広報誌(年2回)を作成し、神聖会の周知を図る。

### (3) 給食委員会

栄養情報や意見の交換、献立の検討などを行う。

### (4) 研修委員会

新人職員への研修指導を主に行い、職員の資質向上を目指していく。

### (5) 防災委員会

①園の防災対策検討・協議

②避難訓練事前打ち合わせ・準備・実施

③防災教育研修立案・実施

## 7 ユニット年間行事予定表

月	行事名	10月	運動会
4月	お花見	11月	ユニット合同行事
5月	外出ツアー	12月	餅つき、忘年会
6月	外出ツアー	1月	ユニット合同行事(新年会)
7月	納涼会	2月	各ユニット行事
9月	敬老会	3月	ユニット合同行事

※随時入居者と話し合いながら外出やイベント行事の場を作る。

※誕生日には入居者の希望に沿った企画を実行し、おもてなしをする。(赤飯を炊く、等)

※職員主導ではなく、入居者と相談しながら毎月内容を検討する。ユニット毎の会議において意向を確認するが、会議を待たずとも、意向が確認できた段階で実施に向けての検討を始める。また、予定の変更についても、柔軟に対応する。

## 保健計画

### 1 基本方針

入居者の心身の状態を把握し、健康の維持と増進をはかり、楽しい生活がおくれるようにサポートする。また、事故防止や疾病の早期発見に努め、適切な対応を行うことにより、重症化を防止する。胃瘻による経管栄養が増え医療技術(胃瘻、吸引)の必要度が増しているため、職員の学習や技術の習得に努める。

### 2 実施計画

#### (1) 利用開始時における健康状態の把握

- (2) 日常生活での健康管理
- (3) 発病時の対応
- (4) 高齢者ケアの学習を自主および施設内で行いスキルアップをめざす為の勉強会を実施

### 3 健康診断

春秋の年2回、定期健康診断を行い疾病の早期発見、健康の維持、増進に努める。  
診断結果を家族にも通知し、必要時は医師または看護師より説明を行う。家族に日常の健康状態を知っていただくために家族連絡表に様子を記載する。

### 4 感染症対策

- (1) うがい、手洗いを基本とし、日頃の健康管理に注意する。
- (2) 感染性胃腸炎、インフルエンザなど、流行の季節には、職員はマスク、ゴム手袋を着用、院内感染を意識した行動をとる。
- (3) 感染症が疑われた場合、介護職員と協力し速やかに感染症マニュアルに沿って対処する。
- (4) インフルエンザワクチンの予防接種は、職員・入居者共に全員実施を原則とする。

### 5 服薬管理

- (1) 誤薬防止のため薬包と本人の名前を声にだし確認することを徹底する。
- (2) 服薬後の状態観察のため、下剤服用者の申し送りや経過観察を行う。
- (3) 内服薬の把握をし、状態観察(バイタル、顔色、排便の有無、食欲の有無など)を行う。

## 個別機能訓練

### 1 基本方針

利用者様の個別の身体機能、ならびにニーズに応じ、計画的な機能訓練を提供することで穏やかな生活が継続できるよう援助。

### 2 実施目標

- (1) 施設入所生活介護…身体機能の維持、ならびに日常動作の自立促進
- (2) 短期入所生活介護…身体機能低下を予防し、在宅生活の継続を援助する
- (3) 通所介護…手術後や退院後のフォローアップ、介護予防を含む細かなニーズに対応する

### 3 実施計画

- (1) 個別機能訓練計画の作成(通所介護利用者分を除く)
  - ① 利用者の身体・精神機能を評価し、解決すべき課題や、目標を明確に立案する。
  - ② 立案した計画書をご本人、または家族に説明し同意を得る。
  - ③ 計画書は3か月に1度更新する。
- (2) 個別機能訓練記録用紙の作成
- (3) 個別機能訓練の実施・記録
- (4) 集団リハビリの開催…毎週火曜日 実施
- (5) ケースカンファレンスの開催
- (6) 職員研修会への参画



## 栄養課

### 1 基本方針

- (1) 「凍結含浸食」の提供で、どの食事形態の方にも「見た目も味も美味しく、安全安心な食事の提供」を行う。
- (2) 作り手が分かり、家庭的な温かさを感じられる食事提供を行う。

### 2 実施目標

- (1) 栄養マネジメントの実施
- (2) 安全で味も見た目もおいしい食事形態の提供
- (3) 健康に配慮した献立作り
- (4) 生活の楽しみとしての食事作り
- (5) 介護予防の取り組み

### 3 実施計画

- (1) 衛生管理  
調理従事者は年間18回の細菌検査と、毎出勤時の健康管理・衛生チェックを行う。  
大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき徹底する。
- (2) 給食会議・・・毎月第2月曜日  
多職種が参加し、サービスの向上(食事環境・食事形態・勉強会実施・イベント食)を協議する。
- (3) 特養(既存型・ユニット型)
  - ① 栄養マネジメント
  - ② 生活の楽しみとしての食事作り
- (4) ケアハウス
  - ① 栄養相談・栄養指導
  - ② 入居者懇談会の実施・・・低栄養や生活習慣病の予防策や、食中毒予防策を伝える。(年6回)
  - ③ 栄養アセスメントの実施
- (5) デイサービス
  - ① 栄養状態の把握
  - ② イベント協力
- (6) ショートステイ
  - ① 食事摂取量の把握
  - ② 在宅介護へのサポート
- (7) 在宅介護支援センター・居宅介護支援センター  
介護支援専門員を通して、在宅の方を栄養面からサポートし、要望により、自立高齢者支援教室に参加し高齢者向けの調理指導を行い、地域との繋がりをつくる。
- (8) 配食サービス  
平日昼食のみ、白井市社会福祉協議会から業務委託を受け、在宅で生活する高齢者が自立した生活を送ることができるよう食事面を支援する。
- (9) より良いサービスの提供  
食事時間に巡回し、利用者の声を委託業者(ベストフード)へ伝える。また、個々の嗜好を把握し、栄養ケアマネジメント等に反映する。

(10) 行事食予定表

月	行事名	特養	デイ	ケア
4月	春御膳		花見	ケア入居者懇談会
5月	端午の節句：柏餅			
6月	おやつイベント 夏メニュー切り替え			ケア給食会議 ケア入居者懇談会
7月	納涼会 七夕 土用丑の日：うなぎ	納涼会	納涼会	納涼会
8月	駄菓子イベント かき氷	駄菓子イベント	駄菓子イベント	駄菓子イベント ケア入居者懇談会
9月	敬老会 秋分の日：おはぎ 秋メニュー切り替え	敬老会	敬老会 敬老の日弁当	敬老会
10月	秋の味覚御飯 ハロウィン 十五夜	紅葉狩り(本館) 運動会(新館)	運動会	ケア入居者懇談会
11月	おやつイベント			ケア給食会議
12月	創立記念日、冬至、クリスマス もちつき、年越しそば 冬メニュー切り替え	クリスマス(本館) 忘年会(新館) もちつき	クリスマスケーキ作り(2日間) もちつき	ケア入居者懇談会 忘年会 もちつき
1月	お正月：おせち料理(朝甘酒) 鏡開き 七草粥	新年会	新春弁当	
2月	節分(おやつイベント) バレンタインデー(おやつイベント)			ケア入居者懇談会
3月	桃の節句：桜餅 春分の日：ぼた餅 春メニュー切り替え		桜餅作り(2日間)	

※イベントメニューはおやつイベント以外の月に、月1回行う。

#### 4 非常食

災害や非常事態により、厨房での調理が不能になり、食事の提供が困難になった時に備え、入居者・職員分の非常食を3日分備蓄する。

## 1 基本方針

### (1) 介護

家族の介護負担の軽減を図るために利用し、可能な限り普段の日常生活と変わらない場を提供し、入浴・排泄・食事等のお手伝いをする。また、在宅での日常生活が維持継続出来るよう機能訓練をプランに沿って実施する。

虐待ケースなど緊急利用を要する場合も、速やかに受け入れられる体制を整える。

### (2) 予防

利用者一人ひとりの意向やニーズに応じ個性を大切にする。利用者が在宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう計画に沿って支援する。

## 2 短期入所生活介護計画

### (1) 介護

① 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成する。作成した短期入所生活介護計画については、利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得る。

② 短期入所生活介護計画の作成だけでなく、継続的にサービスの実施状況及び目標の達成状況も記録する。

③ 新規利用者に対しては、事前面接のために在宅訪問し、利用者の身体・精神状態を的確に把握し、利用者・家族の希望を重視した介護・援助を統一して行う。

### (2) 予防

① 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護予防短期入所計画を作成する。作成した介護予防短期入所計画については、利用者または、その家族に対し説明を行い、同意を得る。

② 介護予防短期入所計画の作成だけでなく、継続的にサービスの実施状況及び目標の達成状況も記録する。

③ 新規の利用者に対しては、在宅での生活状況及び利用者の身体及び精神状況を的確に把握し、利用者の個々のニーズに応じた介護予防短期入所計画ができるよう、居宅介護支援事業者と連携を図り、事前アセスメントを行う。

## 3 サービス実施内容(介護・予防共通)

### (1) 食事

① 利用者の咀嚼・嚥下機能や在宅での状態に応じた食事形態で提供する。また、体調や希望に応じて、臨機応変に対応する。

② 必要に応じて、利用者の主治医の指示に基づいた療養食を提供する。

③ 在宅生活を考慮し、できる限り自力摂取できる支援する。

④ 食事をする環境や雰囲気配慮し、楽しく、美味しく食べられるよう提供する。

⑤ 食事提供時間 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00

### (2) 排泄

① 身体機能、体調、在宅での状況を考慮し、個別に適した方法で行う。

② プライバシーを尊重し、自尊心を傷つけない声掛け、介助を行う。

### (3) 入浴

- ① 在宅での入浴が困難な方にも、安全かつ安心して入浴して頂けるよう、サービスを提供する。
- ② 利用者の状態や希望に合わせて、入浴方法を選択する。
- ③ 入浴実施日：毎週火・金曜日（特に希望がある場合は、可能な限り提供できるよう努める）

### (4) 宿泊環境の整備

### (5) 口腔機能の向上

(6) 機能回復訓練…在宅で必要とする筋力を低下させないよう、個別のレベルに応じて実施する。

### (7) 栄養改善

(8) 教養娯楽…クラブ活動及び行事を提供する。

### (9) 送迎

- ① 利用者及び家族の希望により、できる限り施設送迎サービスを行う。
- ② 1年365日、利用者のニーズに応えられる体制を整備し、実施する。
- ③ 実施方法として、常時、送迎担当職員を配備し、送迎に対応する。
- ④ 利用者及び家族の希望により、家族での送迎を受け入れる。

## 4 サービス提供実施地域

白井市、印西市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市

## 5 健康管理

- (1) 特別養護老人ホーム内の看護師が、健康管理を行う。
- (2) 利用時のバイタルチェック(血圧測定、脈拍、検温)、入浴前のバイタルチェック、日々の利用者の表情、行動、排泄、顔色等の変化の様子観察を行う。また、毎週月曜日の歯科往診を希望により、利用することができる。
- (3) 持参薬の服薬管理を行う。

## 6 緊急時の対応

身体状況の急激な変化や怪我、及び突発事故においては、かかりつけの病院または、協力病院である北総白井病院へ搬送するか、もしくは救急車要請をするなど迅速に対応し、家族へも速やかに報告を行う。

## 7 その他

### (1) 受診

- ① 定期受診については、家族に受診してもらい、定期薬についても家族に用意をお願いする。
- ② 利用者の快適な生活のため、院内感染を避けるよう、事前に予防接種等の感染防止策を書面にて促し、感染もしくは疑いのある者は、個室等他の利用者からの隔離が可能な場合受け入れを行う。

(2) 連携…他職種との密接な連携に努め、統一した目標のもとにサービスを提供する。

- ① 他事業部・他事業所との連携
- ② 居宅支援事業所との連携
- ③ 家族との連携

### (3) 継続利用対策

(4) 保険外サービス…理・美容サービスを、業者に委託し提供する。(有料)

### (5) 苦情受付

(6) 資源の節約

## I 通所介護

### 1 基本方針

いつまでも自立した日常生活を送れることを目標に、必要な支援サービスや身体機能の維持ができるようなプログラムの提供を行う。また、積極的に他者との交流をすすめ、社会的孤立感の解消に努める。家族の介護負担の軽減にもつながるよう支援していく。

常に利用しやすい施設を目指し、利用者とその家族の要望を可能な限り反映させると共に地域福祉の発展に寄与する。

### 2 通所介護計画

- (1) 居宅サービス計画に基づき、利用者の要望や身体状況及び生活環境を考慮して、個々の目標達成のための具体的な支援サービス方法等の内容を記載した計画書を作成し、その計画に沿って支援を行う。
- (2) 作成した通所介護計画書は、利用者及び家族に対しその内容を説明し同意を得る。完成した計画書は担当の介護支援専門員に提示する。また、目標達成までの過程を常に記録し、原則として最終策定日より2年間保管する。

### 3 サービス実施内容

- (1) 個別機能訓練
  - ① プログラムの作成・提示
  - ② プログラムの実施
  - ③ 記録および評価
- (2) 入浴
  - ① 安全確保
  - ② 血圧・脈拍・体温の測定し、入浴の適否を判断する。不適となった場合は、下半身浴、清拭、足浴等の入浴方法に切り替え、安全な身体保清に努める。
- (3) 口腔機能向上
  - ① 口腔体操の実施
  - ② 口腔ケアの実施
- (4) 外出イベント
- (5) 若年性認知症の受入れ

## II 介護予防通所介護

### 1 基本方針

一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならずに自立した日常生活を送れ、生活の質(QOL)の向上につながることを意識して取り組み、利用者の意欲が高まり自己実現していけるような様々な工夫を行い、ハリのある暮らしを送っていけるよう支援をする。

### 2 予防通所介護計画

- (1) 介護予防サービス支援計画書に基づき、個別に利用者の心身の状況・生活環境等をより把握し、個々の目標達成のための具体的な支援サービス方法等の内容を記載した計画書を作成し、そ

の計画に沿って支援を行う。

(2) 作成した予防通所介護計画書は、利用者及び家族に対しその内容を説明し同意を得る。

### 3 サービス実施内容

- (1) アクティビティ活動
- (2) 生活行為向上支援
- (3) 運動器の機能向上
  - ① 個別機能訓練計画書の作成・提示
  - ② プログラムの実施
  - ③ 記録および評価
- (4) 口腔機能向上
  - ① 口腔清掃の自立
  - ② 日常的にできる口腔機能の向上のための訓練

## Ⅲ 共通事項

### 1 送迎

生活拠点からデイサービス事業所までの送迎を、身体状況に応じた手段で実施する。また、送迎時間については、できる限り生活状況や要望に合わせて調整する。

- (1) 安全確保
- (2) 送迎時の緊急時対応

### 2 個別支援会議

通所介護計画書・個別機能訓練計画書を基に、その進捗状況の確認・評価・見直しを行う。

### 3 健康管理

- (1) 最終利用日から当日までの心身状況を利用者や家族等から調査し、来所した際は必ず血圧、体温、脈拍の測定を行う。また、身体的に異常や変化が認められる場合は家族及び担当介護支援専門員に報告をする。
- (2) 家族をはじめ、各担当介護支援専門員と連携を保ちながら日々の状態観察を行い、疾病の早期発見に努める。また、感染症の予防に常に留意し、職員がその媒体とならないよう職員自らも健康管理に努める。
- (3) 利用開始時や退院後は、必要に応じて診断書や看護サマリーの依頼や体重測定を行い、利用者の病態を正確に、迅速に把握できるよう努める。
- (4) 既往症や現在の病状を正確に把握し、新たな身体情報や対応方法は看護職員を中心に周知徹底するよう努める。
- (5) 来園時、昼食前、おやつ前の手指アルコール消毒を励行する。
- (6) 3ヶ月に1回の頻度で、看護師による保健便りを作成し、ご家族も含めた健康管理の啓蒙を行う。

## 4 衛生管理

感染性疾患の流行期間前に、書面にて注意喚起を行うとともに、自宅療養をお願いする基準を明示し、集団感染の予防に努める。衛生環境整備の徹底に努め、入浴設備や器具備品の清掃及び消毒を行う。

- (1) 清掃及び消毒： 浴室・・・入浴終了時に毎回(器具、床の洗浄消毒)  
フロア・・・利用者帰宅後、毎回(椅子・手すり・テーブルの消毒)
- (2) 水の入替え： 毎週水曜日・日曜日に交換。また目視で汚れていれば随時行う。
- (3) シーツ交換： 隔週日曜日にシーツ、枕カバーを交換する。月末木曜日に毛布を洗濯する。
- (4) 感染管理： 感染症マニュアルに準じ、適切に行う事で蔓延を予防する。

## 5 栄養管理

利用者の残存機能を活かし、可能な限り自力摂取できる環境を整え、楽しく食事が行え、良好な栄養状態が保てるよう支援する。

- (1) 食事形態
- (2) 適時適温
- (3) 行事食
- (4) 栄養マネジメント

## 6 急変時対応

サービス利用中に身体状況が急変した場合、速やかに家族、主治医、関係機関へ連絡をし、救急搬送の要請や生命維持に必要なでき得る処置を行う。

## 7 関係事業所との連携

介護サービスの提供に当たり、介護支援専門員をはじめ保健医療サービスや福祉サービスを提供する各事業者と情報交換などを行い密接な連携に努める。

特に、菊華園ショートステイを併用されている利用者については、情報交換を密に行い、利用者及び家族に安心して利用していただけるように努める。

## 8 ボランティアによる支援の活用

- (1) ボランティア支援を活用する事によって、プログラムの多様化を図り利用者の様々なニーズに対応できるような体制を作る。
- (2) 各種ボランティアの活動の場を提供すると共に、連携を図り地域福祉の発展に寄与する。

## 9 職員会議

実施日：毎月1回開催

- (1) 解決すべき課題が発生した時点で次回会議の議事に列挙する。
- (2) 全職員は事前に配布される会議次第を読み、自分なりの意見をまとめてから会議に参加する。
- (3) 会議で決まった事項はルールとして菊華園デイサービス「ルールブック」に記載し、常に確認がとれるようにする。

## 10 保険外サービス

- (1) 理容サービス
- (2) 時間外延長サービス

## 11 職員教育

接遇、介護技術、緊急時の対応など、現在の業務状況から必要なものや不安に感じている事をテーマに適時勉強会を開き、職員一人ひとりの自主性や質の向上を図っていく。  
また、神聖会の研修プログラムへの自主的な参加を促進し、スキルアップを図る。

## 12 年間行事予定表

月	行事名	11月	文化祭
4月	花見	12月	クリスマス会
5月	公園散策		☆餅つき
6月	買い物ツアー		☆鏡餅作り
7月	☆納涼祭	1月	初詣
8月	工芸品作り	2月	節分
9月	☆敬老会	3月	ひな祭り
10月	運動会		桜餅作り

※菖蒲祭り、白井ふるさと祭り、白井保育園交流会などの各イベントに関しては開催時期に合わせて行うものとする。

※☆印が付いている行事は、園全体行事。

## 13 利用者支援

- (1) 介護相談
- (2) 利用休止中の利用者へのフォロー
- (3) 新規利用者へのフォロー
- (4) 既存利用者へのフォロー
- (5) 利用者のご家族へのフォロー…毎月デイサービス便りを発刊し、活動を定期的に報告する。

## 14 利用者が選択できるコンテンツの充実

- (1) カルチャー教室の創設  
ボランティア講師を招聘し、書道、絵手紙、将棋・囲碁教室、籐工芸などの工芸品作り教室を定期的に開催する。
- (2) おやつイベントの定期開催  
毎月、利用者自身がその日のおやつを作成し、充実感、達成感を得ていただけるようにする。
- (3) 映画鑑賞会の定期開催  
月に2日、大画面と大音量で気兼ねなく映画を楽しんでいただき、非日常的な時間を提供する。
- (4) カフェタイムの定期開催  
月に2日、地域交流スペースにて、喫茶を楽しめる空間を設け、憩いの場を提供する。
- (5) 機能訓練特化型デイサービスの実施
- (6) デイ菜園の実施
- (7) リフレクソロジーの実施  
毎週水・金曜日、リフレクソロジストによる疲労改善や足のむくみマッサージなどを提供する。
- (8) 移動販売の定期開催  
週1回、八百屋、パン屋、ヤクルトなどが定期販売に来園し、買い物を楽しんでいただく場の提供をする。



## I 介護給付

### 1 基本方針

- (1) 介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した生活を営めるように、サービスを適切に提供する。
- (2) 介護サービスを利用し、自立した生活の為の能力維持・向上を求める為、保健医療・福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるように居宅サービス計画の作成とその後の経過管理を行ない、利用者の主体的な活動や地域社会への参加を高めることを目指した支援方針とする。
- (3) 24 時間いつでも受付や相談ができる体制を、全職員の協力により確実に機能させていくよう、連絡体制を徹底する。
- (4) 地域包括ケアシステムが円滑に機能するように、地域包括支援センターとの協力体制を整える。

### 2 サービス実施内容

- (1) 介護及び日常生活の相談 在宅介護支援センターと協力し地域住民の相談に応じていく。
- (2) 要介護認定の申請の受付、申請書の提出。
- (3) 介護認定調査の実施。
- (4) 指定居宅介護サービス事業所、介護保険施設の紹介、福祉用具貸与、介護保険対象外サービスの紹介、その他の指定施設サービス事業所等との連絡調整。
- (5) 居宅サービス計画の作成  
「利用者本位」「自立支援」「自己決定」の基本理念に基づき、関係市町村や各介護サービス事業者等との連絡調整を迅速に行い、利用者及び家族の希望通りの介護サービスを利用し、満足して頂けるような居宅サービス計画を作成する。
- (6) サービス担当者会議  
居宅サービス計画(ケアプラン)を新規で作成した際、介護度が変わり状態の変化により内容を変更する時、介護保険証の更新をした時、福祉用具導入時等には、サービス担当者会議を開催していく。
- (7) 給付管理業務

### 3 利用者の受け入れ

いつでも利用者の受け入れができるように、職員数の確保及び職員の資質の向上に努める。

### 4 実施地域

白井市・印西市・船橋市・鎌ヶ谷市

### 5 営業日及び営業時間

営業日	営業時間	時間外の対応
日～土	9時から18時	24時間電話対応

## 6 居宅会議

実施日： 毎週月曜日

事業部内会議として、週1回実施しスキルアップを目的とし行う。

事例困難ケース検討、外部研修参加報告会

## II 介護予防及び日常生活総合支援事業対象者のケアマネジメント

### 1 基本方針

予防給付におけるケアマネジメント業務を各自治体の地域包括支援センターより受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していけるよう、要介護状態になることをできる限り予防することを目的としたケアマネジメント業務を行う。

### 2 サービス実施内容

- (1) アセスメント
- (2) 介護予防ケアプランの作成
- (3) サービス担当者会議
- (4) モニタリングと評価
- (5) 給付管理(地域包括支援センターに、給付管理内容を正確かつ迅速に報告する。)
- (6) 請求業務(委託料の支払い請求の管理を的確に行う。)
- (7) 対象者

対象者・・・地域包括支援センターより依頼のあったよう支援者

定員・・・特に定めない。

### 3 地域包括支援センターとの連携

地域包括支援センターとの介護予防から予防、予防から介護への利用者の居宅サービスの移行を利用者に負担がかからないよう配慮しながら、スムーズに行えるようにする。

### 4 日常生活総合支援事業

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施する。

## 1 基本方針

- (1) 白井市地域包括支援センターの協力機関として、在宅介護及び健康等に関する各種相談に対し24時間365日の体制で適切に相談支援に応じる。
- (2) 要援護高齢者本人及び家族からの相談や、民生委員等地域の関係者から寄せられる情報提供や在宅介護等に関する各種の相談に対し、指導・助言を行うとともに、課題の解決・改善に向けて必要な支援を行う。
- (3) 各種の保健福祉サービス及び介護保険サービスの存在、利用方法に関する情報の提供及び利用についての啓発を行う。
- (4) 高齢者支援班や地域包括支援センターから依頼があった場合、高齢者宅に訪問し、介護保険や高齢者福祉サービスに関する申請書を代理で受理し担当課に提出する。  
また、居宅介護支援事業者、関係行政機関、サービス実施機関との連絡調整の便宜を図るサービスの適応調整を行う。
- (5) 在宅介護支援センター菊華園として独自の安定したサービスを続けていけるように地域とのネットワークを構築し、いつでもどんな時でも気軽に相談できる支援センターとしての機能を確立する。

## 2 サービス実施内容

- (1) 介護予防及び地域包括ケアシステムへの取り組み
- (2) 一般相談と電話訪問サービス
  - ① 夜間の相談に対し適切に助言する。
  - ② 緊急相談に対して、関係機関と連携し必要なサービスを調整する等課題が解決するよう適切に支援する。
  - ③ 電話・来所による相談受理を基本とするが、必要時には訪問し実態把握・相談支援を行う。
  - ④ 電話訪問サービスは、独居高齢者及び日中独居高齢者等の要援護高齢者の課題の解決・改善に向けて支援を行う。
  - ⑤ 訪問依頼のあった要援護高齢者に関して速やかに訪問等を行うとともに対応の経過と今後の方針を報告する。
  - ⑥ 担当地区の実態調査員と連携し相談支援業務にあたる。
- (3) サービスの適応調整
  - ① 自立している高齢者に対し、要介護状態にならない為の予防を啓発する。  
高齢者だけでなく障害・子供など幅広い知識を持ち、地域住民に支援出来るトータルサポート体制にする。
  - ② 一般相談や電話訪問サービスの内容に存在しているニーズを発見し、適切な保健福祉サービスを紹介し、迅速に適用できるよう行政や保健医療との連絡調整を図る。また、介護保険その他の申請の代行にも前向きに取り組み、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者との連携調整を密にする。
  - ③ 高齢者が自宅において緊急事態に陥った場合、状況を把握し病院及び地域包括支援センター・居宅介護支援事業者との連絡調整を迅速に行う。
  - ④ 地域の情報をいち早くキャッチし、母体事業に提供する。
  - ⑤ 高齢者、その家族から地域住民への幅を広げ、地域に根付いたサービスへとつなげる。

- ⑥ 高齢者虐待ネットワークとの連携を図り早急に対応できる体制を整える。
- ⑦ 介護予防サロンを定期的を開催し、地域の高齢者の孤立を防ぎ気軽に相談したり、集える場所を提供する。
- (4) 介護機器の相談、助言を行う
- (5) 地域のネットワーク
  - ① 担当地区の民生委員・推進委員と連携を図っていく。
  - ② 緊急通報装置設置登録者については、地域の民生委員等との協力体制を確認しその後の連絡調整をスムーズにする。
  - ③ 在宅介護支援センター連絡調整会議に出席し白井市住民の生活の把握に努め、高齢者福祉課・保健課と連絡を密にし、高齢者福祉サービス対象者へのサービスの調整を図る。
  - ④ 社会福祉協議会・ボランティア連合協議会との連携を図り、活動に参加し地域住民の状況を把握できる形をとる。
  - ⑤ 高齢者福祉班・社会福祉協議会と連携を図り、担当地区にて配食サービス等の提供時、本人に異変があった場合の緊急連絡・相談にも応じていく。
  - ⑥ 地域包括支援センター運営協議会にて在宅介護支援センターの活動報告を行う。

### 3 利用対象者

おおむね 65 歳以上の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者ならびにその家族及び親族とする。(地域住民全域に広げていけるように働きかけをする)

### 4 広報活動

- (1) 在宅介護支援センター事業の内容等を広く市民に知らせる為、独自のパンフレットの作成・配布を行う。
- (2) ふるさとまつりに参加し、広く住民の方に、在宅介護支援センターの位置付けを明確にする。
- (3) 介護予防教室にて、在宅介護支援センターの役割の周知を図る。
- (4) 季節や時期に合わせた、注意喚起のお知らせを独自に作成・配布し、役割の周知を図る。

## 5 年間行事予定表

月	内 容	月	内 容
4 月	ふれあい会議(地域ぐるみネットワーク) 介護予防サロン	10 月	介護予防サロン ふれあい会議(地域ぐるみネットワーク) 白井市ふるさとまつり参加 福祉センターフェスティバル参加
5 月	ふれあい会議(地域ぐるみネットワーク) 介護予防サロン	11 月	ふれあい会議(地域ぐるみネットワーク) 地区社協高齢者食事会参加 介護予防サロン
6 月	ふれあい会議(地域ぐるみネットワーク) 相談協力員懇談会 介護予防サロン	12 月	年末訪問・年賀状 ふれあい会議(地域ぐるみネットワーク) 介護予防サロン
7 月	ふれあい会議(地域ぐるみネットワーク) 介護予防サロン	1 月	ふれあい会議(地域ぐるみネットワーク) 桜台センターフェスティバル 介護予防サロン
8 月	ふれあい会議(地域ぐるみネットワーク) 介護予防サロン	2 月	ふれあい会議(地域ぐるみネットワーク) 相談協力員懇談会 介護予防サロン
9 月	ふれあい会議(地域ぐるみネットワーク) 介護予防サロン	3 月	ふれあい会議(地域ぐるみネットワーク) 高齢者独居食事会参加 介護予防サロン

随時 : 各地区社協いきいきサロン参加 ・ 老人会参加

随時 : 認知症カフェ開催

毎月第 2 火 : 連絡調整会議

隔月 : ポワールの会(認知症対策委員会)

毎月第 2 金 : 七次台地区健康サロン

毎月1回 : 桜台地域交流サロン ・ サロンふくふく(コミュニティーセンター)

その他 : おあしす(火・木・金) ・ なごみの会(第 3 水)

## 6 実施目標

- (1) 各地区へ定期的に訪問し介護相談の窓口を広くする。
- (2) 介護予防事業への在宅介護支援センターとしての取り組み
  - ① 要介護高齢者に該当しない高齢者に対し、地域に生きがいを持って暮らしていけるよう生活機能の維持向上を図り、高齢者の社会参加の促進・グループの形成や世代間交流を深めていけるよう在宅介護支援センターとして積極的に援助していく。
  - ② 相談協力員と連携し、定期的な介護予防として地域に密着した予防介護教室を行い、地域に根ざした在宅介護支援センターの役割を果たしていく。
  - ③ 介護予防特定高齢者施策の対象者の選定にあたり、特定高齢者把握事業により基本アセスメントを行い、在宅生活にてリスクの高い高齢者の早期発見・早期対応を行う。
- (3) 認知症高齢者の介護等の方法や介護サービスの活用に関する相談、認知症研修、認知症予防教室等の開催を行う。

# ケアハウス菊華園

## 1 基本方針

健やかな環境の基に、個々の自立心の助長を促し、地域の社会人として生活できるように支援する。また、介護が必要となった場合でも、他機関や家族と連携し、安心した社会生活が送れるような環境を提供する。

## 2 運営方針

個人の意見を尊重しつつ、自ら生きがいを持った生活ができるよう援助し、常に笑顔が絶えないような施設を目指す。

## 3 サービス実施内容

(1) 食事の提供 : 食堂にてセルフサービス方式で食事を提供する。

朝食	7:30 ~ 8:30	昼食	12:00 ~ 13:00	夕食	18:00 ~ 19:00
----	-------------	----	---------------	----	---------------

- ① 栄養士が嗜好調査をもとに栄養のバランスのとれた献立を作成し、2種類の選択メニューで温かい家庭的な食事を提供する。また、入居者個人の身体状況に合わせて食べやすく美味しい食事が摂れるよう十分に配慮する。
- ② 定期的に行われる入居者懇談会で食事に関する意見や要望などを積極的に取り入れ、選択メニューや行事食の充実を図る。
- ③ 年に2回、栄養課職員とケアハウス職員により会議を行い、より充実した食事となるよう献立・器・環境等について話し合い見直しを図る。(5、11月 第1水曜日 PM2:30~)
- ④ 主食・味噌汁は直前に盛り付けをして、温かい食事が召し上がれるよう提供する。
- ⑤ 栄養課職員が食事時の摂取量の観察・記録を行う。
- ⑥ 管理栄養士による健康管理の下に、個々に合わせた食事の提供及び指導する。

(2) 入浴

- ① 入浴日 : 毎日(入浴時間 16:00~21:00)
- ② 入居者の状況に応じて時間をずらして、家族やホームヘルパーなどの入浴介助者との入浴も可能とする。
- ③ 安全確保の為、入居者が入浴する前に事務所に入浴札を出し、帰りに事務所へ札を取りに来ていただくよう励行し、入居者の入浴時間を把握し安全の確保に努める。

(3) 介護予防プランの作成

介護予防・生活支援に必要な調査を行い、サービス計画を作成する。

一人一人に健やかなケアハウスの生活を送っていただくため、入居者の実態調査を十分に行い、介護プランを基に本人に合った声かけや行事・クラブ活動への参加等により地域への社会参加へとつなげる。クラブ活動や行事は入居者主体で行われるよう支援し、心身の活性化を図り認知症や閉じこもりを予防し、日常生活に希望と生きがいを持てるよう介護予防の一環として行う。

① クラブ活動

- ・カラオケクラブ ・団体図書貸し出し ・アコーディオンクラブ ・体操クラブ
- ・脳トレーニングクラブ ・図書館送迎(無料)

② 行事

- ・バスハイク ・外食ツアー ・買い物ツアー ・納涼会 ・敬老会 ・お花見 ・忘年会

(4) ケアサービス(有料)

一時的な介護及び個別的ニーズに対応するため、ケアサービスの提供を行う。

自立支援のためのものとし、家族の援助や在宅福祉サービスを活用した上で不足分を補う為のものとする。

(5) 健康管理

① 健康管理については各自で責任を持って行い、通院・服薬の管理も入居者各自で行う。

② 年 1 回健康診断を実施し、入居者の健康状態を把握すると共にデータに問題があった時には、本人と管理栄養士を交えて(場合によっては家族・かかりつけの医師との相談を含め)話し合いの場を持ち対応策を検討する。： 毎月 1 回血圧・体重の測定を実施。(第 1 月曜日)

③ 日中の体調不良の訴えやナースコールの対応はケアハウス職員がバイタルチェックなど行い状況判断する。緊急を要する場合には保証人に連絡し、救急病院へ搬送するか、救急車の要請を行う。また、夜間は宿直者・特養夜勤者が対応する。

(6) 環境整備

① 居室内は原則として入居者各自または家族で清掃・管理をしていただき、エアコンフィルター・電気の交換など高所での作業や危険を伴う作業については職員が代行する。

② ケアハウス共用部の清掃・管理は職員が行うと共に入居者が自発的にケアハウスの環境整備に取り組むよう励行する。

③ 衛生環境整備の徹底に努め、入浴設備の清掃及び消毒を行い、遊離残留塩素濃度を維持できるよう機器による定期的な測定を行う。

④ 敷地内の庭や花壇など職員と入居者で協力をしながら手入れ・管理をして、緑ある温かい環境を作るようにする。

(7) 防 犯

① 居室の施錠・金品などの貴重品は、各自で責任を持って管理する。

② 来客の際には、玄関で面会簿に記入してもらい職員が把握に努める。

③ 正面玄関の施錠

夏 時間	21:00 ~ 5:00	(4 月~9 月)
春秋時間	21:00 ~ 6:00	(3 月・10 月)
冬 時間	21:00 ~ 7:00	(11 月~2 月)

夜間の外出者がいる場合は、宿直者に報告し帰園を確認した上で 21 時の巡回で施錠する。

#### 4 職員会議

開催日： 第 2 金曜日

業務上の諸問題及びケースワーク等を議題として設け、各職員の意見を集約し、意志の統一を図ることにより、統一された質の高いサービスを提供するために実施する。

#### 5 入居者懇談会

開催日： 偶数月 第 3 金曜日

入居者を主体とし、職員と栄養士との連絡調整及び意見交換の場とする。主に、食事の改善やケアサービスを含む日常生活上の疑問等を入居者に発言して頂くことで、入居者と職員間の信頼関係を築いていく。また、入居者間のトラブルも入居者同士で話し合ってもらい、入居者自身きまりを作り充実した生活が送れるよう入居者同士意見交換をしていく。

## 6 週間計画

曜日	午 前	午 後
月	浴室清掃 体操クラブ	
火	病院送迎 ・ 図書館送迎(第 2、4) ・ 買物送迎 (第 2、4)	
水	図書貸し出し	脳トレーニングクラブ
木	病院送迎 体操クラブ	
金	浴室清掃・出張理美容(第 4 週) アコーディオンクラブ(第 3 週)	カラオケクラブ

※各クラブは入居者が主体となり行い、職員は生きがいのある生活が送れるよう支援する。

※買い物ツアーを月 2 回(第 2、4): 千葉ニュータウンイオン 13:30 ~ 15:00

## 7 年間行事

行事計画は入居者の希望に添えるよう入居者主体で行い、行き先を職員と共に話し合いによって決定する。入居者の意向により行事は変更されることもある。

実施月	行 事	11 月	バスハイク
4 月	お花見	12 月	柚子湯
5 月	菖蒲湯		餅つき
	バスハイク	忘年会	
7 月	納涼会	1 月	初詣
9 月	敬老会	2 月	バスハイク
10 月	ふるさとまつり	3 月	お花見

※防災訓練は、他部署と協力をして年に 3 回行う。

※忘年会は、栄養課・ベストフードに食事の協力をお願いして行う。

※6月 健康診断実施



## I 通所介護

### 1 基本方針

いつまでも自立した日常生活を送れることを目標に、日常生活上に必要な支援サービスの提供及び身体機能の維持ができるようなプログラムの提供を行う。また、積極的に他者との交流をすすめ、社会的孤立感の解消に努める。家族の介護負担の軽減にもつながるよう支援していく。また、利用しやすい施設を目指し、利用者及び家族の要望を可能な限り反映させると共に地域福祉の発展に寄与する。

### 2 通所介護計画

居宅介護計画に基づき、利用者の要望や身体状況及び生活環境などを考慮して、個々の目標や、目標達成のための具体的な支援サービス方法等の内容を記載した通所介護計画書を作成し、その計画に沿って支援を行う。

### 3 個別支援会議

開催日：毎月第1週

通所介護計画書を基にその進捗状況の確認と、評価及び見直しを行う。

### 4 サービス実施内容

#### (1) レクリエーション

社会交流と生き甲斐作りを念頭に、「楽しみ」「喜び」「安らぎ」を提供する。季節や社会生活を体感できるプログラムを年間行事予定として定め、個々の心身状況に合わせた個別プログラムや少人数でのプログラムを随時実施する。

#### (2) 入浴

入浴に関する安全確保

#### (3) 食事

① 適時適温

② 行事食(4月・11月に嗜好調査実施)

#### (4) 機能訓練

① 個別機能訓練

② 栄養マネジメント

③ 口腔機能向上

・口腔清掃の自立

・日常的にできる口腔機能の向上のための訓練(健口体操等の実施)

## II 介護予防通所介護

### 1 基本方針

一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を送れ、生活の質(QOL)の向上につながることを意識して取り組み、利用者の意欲が高まり、ハリのある暮らしを送っていただけるような支援をする。

### 2 個別介護予防支援計画

地域包括支援センターにより個別の対象者ごとに作成される介護予防ケアプランに基づき、心身の状況をより正確に把握し、具体的にどのようなプログラムを実施すべきか等の事前アセスメントの

実施をし、その結果を踏まえた介護予防支援計画を作成し、その計画に沿って支援を行う。

### 3 サービス実施内容

- (1) アクティビティ活動
- (2) 生活行為向上支援
- (3) 運動器の機能向上
- (4) 栄養改善
- (5) 口腔機能向上

## Ⅲ 共通事項

### 1 送迎

- (1) 送迎に関する安全確保
- (2) 送迎時の緊急時対応

### 2 健康管理・衛生管理

#### (1) 健康管理

- ① 必ず健康チェック(血圧、体温、脈拍などの測定)を行う。そして、身体的に異常や変化が認められる場合は家族及び担当介護支援専門員に報告をする。
- ② 日々の状態観察を行い、疾病の早期発見に努める。また、感染症の予防と蔓延に常に留意し、職員がその媒体とならないよう職員自らも健康管理に努める。
- ③ 利用者の既往症などを把握するため、利用開始時や退院後は必要に応じて診断書や看護サマリーの提出を依頼する。
- ④ 既往症や現在の病状を正確に把握し、新たな身体情報や対応方法は看護職員を中心に周知徹底するよう努める。

#### (2) 衛生管理

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| ① 清掃及び消毒 | 入浴終了時に毎回(器具、床の洗浄消毒)   |
| ② 水の入替   | 毎週火曜日・金曜日と目視で汚れていれば随時 |
| ③ 塩素濃度測定 | 毎日                    |

### 3 急変時対応

サービス利用中に身体状況が急変した場合、速やかに家族、主治医、関係機関へ連絡をし、救急搬送の要請や生命維持に必要なでき得る処置を行う。

### 4 連携

介護サービスの提供に当たり、介護支援専門員をはじめ保健医療サービスや福祉サービスを提供する各事業者と情報交換などを行い密接な連携に努める。

### 5 ボランティアの受け入れ

- (1) レクリエーションにボランティアを招くことによって、各種プログラムの多様化を図り利用者個々のニーズに対応する。
- (2) 各種ボランティアの活動の場を提供すると共に、その団体や個人と連携を築き地域福祉の発展に寄与する。

### 6 職員会議

開催日: 第3金曜日(月1回開催)

業務上の諸問題を協議し、職員の認識を統一すると共に、適切な業務改善を行う。

## 7 保険外サービスについて

- (1) 理容サービス
- (2) 夕食の配食サービス(独居、高齢者世帯)

## 8 職員教育

接遇、介護技術、緊急時の対応など、現在の業務状況から必要なものや、不安に感じている事をテーマにし、月に一度勉強会を開き、職員一人ひとりの自主性や質の向上を図っていく。

## 9 行事計画予定表

月	行事名	月	行事名
4月	花見	11月	菊見物
5月	つつじ鑑賞(ピクニック)		買い物ツアー
6月	あやめ見物	12月	忘年会(バイキング)
	買い物ツアー		もちつき大会
7月	ケーキ作り	1月	初詣
8月	七夕見物	2月	外出喫茶
9月	銚子観音ドライブ	3月	地域交流会
	敬老会(バイキング)		お菓子作り
10月	運動会		
	お菓子作り		

※ボランティアの慰問行事を積極的に取り入れ、日々の生活の活力となるように努める。

※施設内行事については、楽しい雰囲気や活動内容を知って頂く機会とし、家族にも声を掛ける。

## 10 アクティビティの充実

利用者が主体となり、個別に活動できる内容や利用者同士で活動できる内容を提供する。また、生きがいや楽しみ、達成感につながる内容を提案することで、自発的に継続して取り組めることを目指す。

- ① 個別選択プログラムの充実化
- ② 個別選択プログラムの提供

## 11 広報作り

毎月、行事や日常の様子、感染症予防のお知らせなどを記載し発行する。利用者・家族だけに限らず、事業所へ向けて配布する。また、空き状況を記載する事で、利用日の変更や追加が可能な日をお知らせする。

## 12 介護者支援

利用者が在宅で1日でも長く生活できるよう、介護者の介護に関する不安や介護負担の軽減を図る事を目的として行う。

① 介護者教室	② 介護相談	③ 未利用者へのフォロー
④ 新規利用者へのフォロー	⑤ 利用されている方へのフォロー	

## I 短期入所生活介護

### 1 基本方針

入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う。また、利用者の残存機能の維持を図るため、また、介護者の病気や休養等で利用者が十分な介護を家庭にて受けることが困難な時など、一時的に利用いただき、家族の介護負担軽減を図る。

### 2 短期入所生活介護計画

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、短期入所生活介護サービス提供の開始前から終了後に至るまでサービスの継続性に配慮する。また、目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供する。併せて、短期入所生活介護サービスの実施状況及び目標の達成状況も記録する。

新規利用者に対しては、事前面接のために在宅訪問し、利用者の身体・精神状態を把握する。

### 3 サービス実施内容

(1) 食事 ( 提供時間 : 朝食 7:30 昼食 12:00 夕食 18:00 )

- ① 自立支援に配慮し、寝食分離の考えに基づき、できるだけ離床して食堂にて提供する。
- ② 嚥下・咀嚼力に応じ、食事形態を変えて提供する。
- ③ 管理栄養士による栄養バランスの摂れた献立を作成し、おいしい食事を提供する。

また、季節歳時食や行事食を毎月取り入れ創意工夫をこらした料理で利用者をもてなし、心温まる家庭的な雰囲気のある食事の場を提供する。

(2) 排泄

- ① おむつの交換においては、利用者の方の状況に応じて適宜行う。
- ② 居室へのポータブルトイレ設置やトイレ誘導(随時)において、利用者の状況に応じて行う。
- ③ 在宅に戻られた時に、支障のないよう在宅での状況に近づけた介護を行う。

(3) 入浴

状態に応じて入浴方法の選択をし、残存機能の維持を心掛けた入浴介助を行う。

(4) 機能訓練

## II 介護予防短期入所生活介護

### 1 基本方針

一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならず、自立した日常生活が送れるよう、生活の質(QOL)の向上につながることを意識して取り組む。また、利用者の意欲が高まり、自己実現していけるような様々な工夫を行い、ハリのある暮らしを送っていけるよう支援する。

## 2 介護予防短期入所生活介護計画

地域包括支援センターにより作成される介護予防ケアプランに基づき、利用者の心身の状況をより正確に把握し、具体的にどのようなプログラムを実施すべきか等の事前のアセスメントを実施し、その結果を踏まえた介護予防支援計画を作成し、その計画に沿って支援を行う。

## 3 サービス実施内容

- (1) 食事の提供 (提供時間 : 朝食 7:30 昼食 12:00 夕食 18:00 )
  - ① 食事においては、利用者の自立支援に配慮した食事環境を提供する。
  - ② 利用者の嚥下・咀嚼力に応じて、食事形態を変えて提供する。
  - ③ 管理栄養士による栄養バランスの摂れた献立を作成し、おいしい食事を提供する。
- (2) 排泄  
居室へのポータブルトイレ設置やトイレ誘導(随時)において、利用者の状況に応じて適宜行う。
- (3) 入浴  
状態に応じて入浴方法の選択をし、残存機能の維持を心掛けた入浴介助を行う。
- (4) 機能訓練…個別機能訓練

## Ⅲ 共通事項

- (1) レクリエーション・教養娯楽について  
利用者の興味や関心がある内容を把握するため、随時アンケートや聞き取りを行い、常に内容の充実を図れるよう努める。
- (2) 送迎サービス
  - ① 実施方法 : 送迎運転手を配備し、広範囲にわたり対応する。
  - ② 実施地域 : 東庄町、銚子市、神栖市、香取市、旭市、鹿嶋市
- (3) 健康管理  
利用時のバイタルチェック(血圧測定、検温、脈拍)、入浴前のバイタルチェック、日々の利用者の表情、行動、顔色等変化の様子観察を行う。血中酸素濃度と体重の測定の実施。
- (4) 受診  
定期的な受診や、定期薬においては、家族に受診してもらう。
- (5) 緊急時の対応  
急変、怪我等の突発事項においては、協力病院の東庄病院への受診、もしくは救急車要請をするなど迅速に対応し、すみやかに現状を的確に家族へ報告する。
- (6) 衛生管理  
利用者の感染症等の感染及び蔓延を防ぐこと並びに、利用者の既往歴や現在治療している疾患を把握する為、利用者には新規利用時及び必要と認められる場合には医師の診断書の発行を依頼する。
- (7) 連携
  - ① 家族との連携
  - ② 居宅介護支援事業所との連携
  - ③ 他事業部・他事業所との連携
- (8) 面会について  
面会時間は、起床後から消灯前までとする。
- (9) その他のサービスについて  
理容・美容サービス

(10) 年間行事予定表

実施月	行事名	実施月	行事名
4月	お花見	10月	ハロウィン
5月	日帰り旅行	11月	買い物&外食ツアー
6月	運動会	12月	餅つき クリスマス会
7月	バーベキュー大会 流しそうめん	1月	初詣 新年会
8月	七夕見物 夏祭り	2月	節分 昼食作り
9月	敬老会	3月	ひな祭り仮装パーティー 踊り(慰問)

※その他、ドライブ活動や地域行事への参加は随時積極的に行う。

(11) 職員への研修・教育体制の確立

① 職場内研修

【研修予定内容一覧】

研修項目	内 容
介護技術 ※実技試験を中心に行う。	排泄／入浴／食事／口腔ケア／移乗／体位交換／ポジショニング／レクリエーション／体操／シーツ交換など
認知症について	病気への知識(接し方／薬など) ※認知症サポーター養成講座
緊急時対応	心肺蘇生法／AED 使用法／怪我への応急処置
感染症対策	インフルエンザ／ノロウィルスなど
メンタルケア	利用者・家族・自身のメンタルケアについて
パソコン技術	ワード／エクセル
福祉機器について	使用と点検方法:(車椅子／エアマット／老人車／杖／歩行器／ベッドなど)
接遇	社会人マナー／利用者・家族へのマナー
リスクマネジメント	事故予防／事故後対応など
医療行為への知識	水銀計／バルーン／ストーマ／インスリン注射／血糖値測定／吸引など
施設運営に関する知識	就業規則／介護保険制度／事業収支報告

② 新人教育

新卒・中途に関わらず、項目別のチェックシートをもとに、介護技術や接遇、業務内容等を担当職員が中心となり、職員全体で育成していく。

(12) 会議

① 職員会議:月1回	② リーダー会議:月1回
------------	--------------

(13) 委員会活動

①ケア対策委員会	②事故対策委員会	③身体拘束ゼロ委員会	④感染症対策委員会
⑤ 美化委員会	⑥研修委員会	⑦緊急時対策委員会	

(14) 思いやり活動

利用者が1日でも長く在宅で生活できるよう、介護者の介護技術の向上や介護負担の軽減を図る事を目的として行う。なお、家族や地域との交流の機会を図る。

① 家族介護者教室の開催	② 自宅介護支援	③ 未利用者へのフォロー
④ 新規利用者へのフォロー	⑤ 誕生日祝い	

## I 介護給付(要介護 1～5)

### 1 基本方針

- (1) 利用者が現在日常生活上で困っていることや、身体の状態及び生活環境などに応じて利用者自身のサービスの選択により、保健医療・福祉にわたる居宅サービスなどが、総合的かつ効率的に提供されるようにしていく。
- (2) 利用者本位で公正中立な居宅サービス計画の作成と、その後の経過管理などを行う。
- (3) 地域包括からの支援困難ケースも積極的に受け入れ、質の高いケアマネジメントを行う。

### 2 サービス実施内容

#### (1) 居宅サービス計画作成

「利用者本位」・「自立支援」・「自己決定」の理念に基づきサービス計画を作成する。

また、本人・家族の希望を十分に聴き取り、できる限り希望するサービスを利用できるように計画を作成し、満足していただけるようにしていく。

また、医療ニーズの高い高齢者・独居高齢者・認知症高齢者が増加している中、利用者を身体面だけではなく、精神面・経済面・家族環境・医療との関わりなど、さまざまな視点から利用者を知り、質の高い居宅サービス計画を提供していく。

#### (2) サービス担当者会議

居宅サービス計画(ケアプラン)を新規で作成した際、介護度が変わり状態の変化により内容を変更する時、介護保険証の更新をした時、福祉用具導入時等には、サービス担当者会議を開催していく。

#### (3) 継続的な居宅介護支援経過の管理

作成した居宅サービス計画の目標が達成されたのか、また、サービスに満足しているのか、「利用者とその家族等」及び「各介護サービス事業者等」に対し確認を密に行い(最低でも1ヶ月に1回)、居宅サービス計画の内容に変更がある場合には、随時対応していく。

- ① 医療との連携について
- ② 退院・退所について
- ③ サービス計画の見直しについて
- ④ 利用停止の利用者について

#### (4) 給付管理業務

#### (5) 訪問調査受託

#### (6) 利用者の受け入れ

#### (7) 対象者…要介護認定を受け、要介護状態と認定された方。

#### (8) 定員…介護支援専門員 1 名につき 35 名とする。

#### (9) 実施地域…東庄町

(10) 居宅会議の開催

(11) 職員研修

## II 予防給付(要支援 1・要支援 2)

### 3 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続することができ、できるだけ要介護状態にならないように高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスを提供していく。

地域包括支援センターとの連携の下に高齢者の「自立して生活して行こう」とする気持ちを継続・維持していけるようなかわり方をしていく。その為には、十分なアセスメントを行い、過去・現在・未来を念頭に置いたマネジメントが重要であり、個々の状態に効果的な充実したサービス提供ができるような支援をしていく。

### 4 サービス実施内容

(1) 受付・契約

(2) アセスメント

(3) 介護予防サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

(5) 介護予防サービス計画書の交付

(6) サービスの提供

(7) モニタリングと評価

(8) 給付管理業務

(9) 介護報酬の請求(地域包括支援センターにて実施)

(10) 利用者の受け入れ(地域包括支援センターから委託)

(11) 対象者

対象者・・・地域包括支援センターより依頼のあった要支援者  
定 員・・・特に定めない  
実施地域・・・東庄町

### 5 営業日

(1) 営業日・・・月曜日から金曜日

(2) 営業時間・・・午前 9 時から午後 6 時まで (電話等により、24 時間連絡が可能な体制とする。)

(3) 苦情受付

苦情の内容は細かく記録する事とし、居宅会議において報告を行い、それらの原因を究明・分析する事により再発の防止に努め、利用者・家族に安心して利用いただける対応をする。



## 1 ユニットケアの基本方針

入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。インフォーマルサービスとの連携にも努め社会参加を支援する。

## 2 ユニットケアサービスの方針

- (1) 少人数ケア体制をつくる。
- (2) 入居者が今まで住み慣れた環境を再現する。
- (3) 今までの暮らしのリズムを継続できる環境を構築する。
- (4) 医療など他職種との連携を図り、安心して暮らしていただけるようチームケアを持って支援する。

## 3 サービス実施内容

### (1) ケアプランの作成

6ヶ月に1回、その他必要に応じて随時、評価と見直しを行い、他職種で共通した支援の方針をもち作成する。その際、本人及び家族の思いを尊重し、一方通行のプランにならないように進める。プランの内容については、本人及び家族にわかりやすく説明し、同意いただいた上で実施していく。

### (2) 食事

- ・食事をする環境や雰囲気重点を置き、美味しく楽しく食事ができるように支援する。
  - ・栄養ケア計画に基づき、その人に合わせた食事を提供する。また体重測定を定期的に行うことで、栄養状態の観察を行う。
  - ・外食援助やおやつバイキング、ホーム喫茶にて気分転換を図る。
  - ・介助が必要であっても、可能な限り自力摂取を基本とする。
  - ・個々の食事時間を配慮する。
- 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00

### (3) 入浴

ゆったりと気持ちよく入浴して頂けるように、残存機能に合わせた入浴機材を活用し適切な声掛けを行い、心身の安定に配慮する。週2回以上入浴できるようにし、病気等で入浴できない場合は、清拭及び更衣にて清潔が保てるように適宜対応する。

### (4) 排泄

個別性とプライバシーの尊重を重視し、適切な声掛けを行い、羞恥心を感じさせないよう配慮する。また、可能な限り同性介助を心掛ける。

### (5) 口腔衛生

歯科医師、歯科衛生士との連携し、入居者に対して口腔内ケアを実施する。介助が必要な方には唾液や残渣物による誤嚥性肺炎を防ぎ、安全に食生活を送れるように、ブラッシング及び義歯洗浄を行う。

- (6) 外出支援、余暇活動支援  
集団処遇的考え方から脱却し、個々の心身の状況を勘案しながら個別に計画を立てていく。
- (7) 家族との連携  
家族との連絡・相談を密に行い、連携しながら入居者の生活を支えていく。又、家族と一緒に外出、一時帰宅する機会を設けるよう積極的にサポートしていく。  
家族参加型イベントを企画し、年 2 回開催する。また家族からのイベント等提案があった場合も積極的に受け入れる。年 2 回以上の家族会を企画していく。
- (8) 衛生管理  
感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため迅速で適切な対応を図る。(感染予防マニュアルの活用)
- (9) 知域との交流  
施設内交流スペースを、カフェレストランとして提供し、地域の方に利用してもらい、親しみやすい施設にして行く。

#### 4 職員会議

##### (1) ユニットリーダー会議

各ユニットにおける問題点の把握やアンスリールユニットとしての方針を決める場とする。

実施日	毎月第 1 金曜日
議長	ユニットリーダー
記録者	持ち回り
参加者	施設長、係長、主任、ユニットリーダー、相談員、看護師、機能訓練師、栄養士、介護支援専門員

##### (2) 番街会議

番街毎に介護上の問題点の整理や職員の意思統一の場とする。また、議題内容に応じて、ユニット職員全体会議を設け、職員の意思統一の場とする。

実施日	適宜
議長	ユニットリーダー
記録者	持ち回り
参加者	介護職員

#### 5 職員研修

月	内 容
4 月	介護技術
5 月	食中毒、衛生
6 月	口腔衛生、感染症
7 月	リスクマネジメント
10 月	感染症
11 月	接 遇
12 月	虐 待
2 月	身体拘束
3 月	褥 瘡

- (1) 職員のスキルアップのために、随時勉強会を開催する。又、ユニットケアについての理解を深めるための勉強会も行っていく。
- (2) 入居者家族との連携を図り、家族のニーズにも応えられるように配慮する。

## 6 年間行事計画

月	行事名	月	行事名
4月	お花見	12月	餅つき
7月	夕涼み会		忘年会
9月	敬老会	1月	初詣
10月	運動会	2月	節分
11月	世代間交流(ハロウィン)	3月	ひな祭り

※随時入居者と話し合いながら外出やイベント行事の場を作る。

※誕生日には入居者の希望に沿った企画を実行し、おもてなしをする。(赤飯を炊く、等)

※入居者と相談しながら毎月内容を検討する。

## 7 委員会活動

### (1) 感染症委員会

①目的…入居者、職員の健康維持。感染症を広めない管理された対応を全職員ができるよう周知徹底していく。

#### ②活動計画

ア) 感染症対策の整備に重点を置き、マニュアルの見直しを強化する。

イ) 施設内勉強会の実施。感染症の流行る前に行い、その他必要に応じ開催する。

開催月 : 6月、10月(11月から3月までは随時実施)

ウ) 必要物品の整備

エ) 活動日時 : 毎月 第2火曜日

### (2) リスクマネジメント・身体拘束廃止委員会

#### ● リスクマネジメント

①目的…事故ゼロを目指し、入居者に安全な生活を過ごしていただけるよう努める。また、職員のヒヤリハットに対する意識を強化する。

#### ②活動計画

ア) 事故・ヒヤリハット報告の集計をもとに、事故予防や対応について検討し、事故ゼロを目指す。

イ) 施設内勉強会の実施 : 7月

ウ) 活動日時 : 毎月 第1、3火曜日

#### ● 身体拘束廃止

①目的…基本的人権を尊重し、日々の暮らしが快適になるようにケアの向上を図り、身体拘束をしない介護を目指す。安全に安楽な生活が送れるよう、利用者の立場にたち、身体拘束のないケアの実現に向けた取り組みを行う。

#### ②活動計画

ア) 施設内勉強会の実施 : 2月

イ) 活動日時 : 奇数月 第3火曜日

### (3) 褥瘡対策委員会

①目的…褥瘡予防の知識を深め、褥瘡発生率の軽減を図る。勉強会の開催により職員の知識、技術の向上を目指す。他職種との連携を図り、情報を共有する。

#### ②活動計画

- ア)勉強会を開催する。 3月
- イ)マニュアルの作成・更新、周知
- ウ)発生時の対応
- エ)褥瘡予防に必要な物品
- オ)活動日時：毎月 第4火曜日

## 8 防災訓練

月	内 容
5月	・避難訓練：入居者も参加し、避難経路を使用し実際に避難する。 ・消火訓練：消火器を使用し、初期消火訓練を行う。 ・通報訓練：非常通報訓練を行う。
10月	・夜間想定訓練：夜間を想定し、限られた人数での避難訓練を行う。 ・消火訓練：屋内消火栓を使用し放水訓練を行う。 ・通報訓練：非常通報訓練を行う。
3月	・消火訓練：屋内消火栓を使用し放水訓練を行う。 ・通報訓練：非常通報訓練を行う

## 保健計画

### 1 基本方針

入居者の心身の状態を把握し、健康の維持と増進を図ることを目的とする。

### 2 年度目標

安心、安全、安楽な生活環境を提供する。その為に、疾病の早期発見や事故防止に努め、適切な対応を行い、重症化を予防する。今後、医療度の高い入居者が増える事を想定し、医療技術を含めた、職員の勉強会や外部研修参加により、技術の修得に努める。

### 3 実施計画

- (1) 利用開始時における健康状態の把握
- (2) 日常生活での健康管理
- (3) 発病時の対応
- (4) 歯科検診…週2回訪問歯科診療
- (5) 職員のスキルアップ…緊急時対応、吸引、酸素の取り扱い、インシュリン、バルーンカテーテル胃ろう等

### 4 健康診断

入居者健康診断…年2回実施  
疾患の早期発見を、健康維持増進に努める。

## 5 感染症対策

- (1) 予防接種・・・インフルエンザワクチン接種、年1回実施
- (2) うがい、手洗いを基本とし、日頃の健康管理に注意する。
- (3) 感染性胃腸炎、インフルエンザなど流行の季節には、職員はマスク、院内感染を意識した行動をとる。
- (4) 感染症が疑われた場合、介護職員と協力し速やかに感染症マニュアルに沿って対処する。
- (5) 適宜、勉強会などを行い職員の技術取得を図る。

## 6 服薬管理

- (1) 誤薬防止のため薬包と本人の名前を声に出し確認することを徹底する。
- (2) 内服薬変更や臨時処方があった際、受診記録表や申し送りをを行い他職種と情報を共有する。

### 栄養課

#### 1 基本方針

- (1) 「凍結含浸食」の提供で、どの食事形態の方にも「見た目も味も美味しく、安全安心な食事の提供」を行う。
- (2) 全ユニット型の食事提供で家庭的な温かさを感じられる食事提供を行う。

#### 2 実施目標

- (1) 高リスクは2週毎・中リスクは1ヶ月毎・低リスクは3ヶ月毎にモニタリングを行う。3ヶ月毎に栄養計画を見直し、摂食から排泄まで入居者・利用者の健康の維持、増進、改善に努める。
- (2) 食事環境・食事形態・治療食・特別食など、入居者・利用者の日常変化に速度を合わせた個別の栄養管理を行う。
- (3) 安全で味も見た目もおいしい食事形態の提供  
凍結含浸ソフト食1(旧刻み食)。凍結含浸ソフト食2(旧ペースト食)の提供。
- (4) 便秘や低栄養予防のため、栄養機能を考慮した献立・おやつ作りに力を入れ、微量栄養素や食物繊維の充足を果たす。
- (5) 療養食の献立を作成し、加算対象者には療養食を提供する。
- (6) 楽しい食事環境作りを目指す。
- (7) より良いサービスの提供・・・食事時間に合わせて巡回し、利用者の声を生かしていく。

#### 3 給食会議

多職種が参加し、サービスの向上を協議する。

- ① 食事環境の適正
- ② 食事形態の適正・・・ソフト食、凍結含浸食の固さの均一化、カットの方法などの工夫。
- ③ 食事提供方法の適正
- ④ 勉強会実施・・・嚥下、食事体勢、食事形態、個人対応
- ⑤ 毎月のイベント食を『より喜ばれるサービス』にするため、次月のイベントについて内容、趣旨を検討する。

開催日：毎月第3月曜

## 4 衛生管理

- (1) 食中毒の発生防止に努める。また、緊急時の対応方法を統一して実施する。
- (2) 年間18回細菌検査を実施。  
調理従事者の健康管理、衛生チェック、衛生面の指導を行い、食器器具の洗浄・保管、2週間の保存検食の保管を管理する。

## 個別機能訓練

### 1. 基本方針

入居者、利用者の個別の身体機能、ならびにニーズに応じ、計画的な機能訓練を提供することで健康で穏やかな生活が継続できるよう援助していく。

### 2. 実施目標

- (1) 施設入所生活介護  
身体機能の維持、ならびに日常動作の自立援助、促進  
精神活動を活性化し、活気ある生活が送れるよう援助する
- (2) 短期入所生活介護  
身体機能低下を予防し、在宅生活の継続を援助する  
精神活動を活性化し、活気ある生活が送れるよう援助する

### 3. 実施計画

- (1) 個別機能訓練計画の作成(施設入所生活介護のみ)
  - ① 定期的に多職種と開催するカンファレンスを基に、個別の目標設定を明確にする。
  - ② 身体・精神機能を適宜評価し、機能訓練プログラムを立案する。
  - ③ 立案した計画書をご本人、またはご家族にご説明し同意を得る。
  - ④ 計画書は3か月に1度更新し、郵送、または面会時などで家族に説明し、同意を得る。
- (2) ケースカンファレンスの開催・記録
- (3) 個別機能訓練記録用紙の作成
- (4) 個別機能訓練の実施・記録
- (5) 集団リハビリの開催…月1~2回、体操やレクリエーション、作業活動を介した集団リハビリを実施する。また、調理動作を利用した企画も開催していく。
- (6) クラブ活動の実施
- (7) 職員研修会での講師実施
- (8) 職員への技術指導
- (9) 地域貢献(要請に応じ、地域住民への研修等の協力を行う。)

## アンスリール保育園

### 1 保育理念

- (1) 保護者の方が、安心して子どもを預けて仕事ができる環境を提供する。
- (2) 家庭保育の補完を行い、子どもの健康と安全に留意しながら、情緒の安定した生活ができるような環境を提供する。

### 2 保育目標

- (1) 心身ともに健康で明るい思いやりのある子どもを育む。
- (2) 豊かな感性と考える力の基礎を育む。

### 3 保育方針

- (1) 私達は、明るい笑顔と優しい心で、子ども達一人ひとりを大切にする。
- (2) 私達は、よりよい環境の保育園を目指し、自ら考え、行動する。
- (3) 私達は、子どもの成長のために、保護者との連携を大切にする。

### 4 年間目標

- (1) 家庭での子育てを支えながら、保護者との信頼関係を作っていく。
- (2) 思いやりの気持ちを大切にしながら、様々な人たちとやさしく関わる。

(～2歳児年間目標)

- ①発達連続性をとらえた心とからだの育ちを保障する。
- ②満足して過ごす(自立性の発揮)
- ③生活に必要な身の回りのことを自分でしようとする。
- ④保育士や友達と関わり、遊ぶことを楽しむ。

(3歳～6歳児年間目標)

- ①基本的な生活習慣を身につけ、喜びながら自信を持って意欲的に生活をする。
- ②感じたことや思ったこと、想像したことなどを様々な方法で自由に表現する。
- ③一人ひとりの子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。
- ④健康・安全に必要な基本的な習慣や自主協調の態度を身につけ理解して行動する。

### 5 実施内容

- (1) 会議
  - ①職員会議 : 毎月1回開催
  - ②給食会議 : 毎月1回開催 (最終金曜日)
- (2) 保育時間  
9:00～18:00 (開所:8:30 閉所:18:30)

(3) デイリープログラム

時間	内容	時間	内容
8:30	順次登園、自由遊び	12:45	お昼寝
9:20	朝の会	15:30	起床、おやつ
9:40	おやつ	16:00	自由遊び
10:00	主活動	16:45	帰りの会
11:30	給食		順次降園

(4) 年間行事予定表

実施月	行事名	実施月	行事名
毎月	お誕生日会	10月	お楽しみクッキング※
	避難訓練		ハロウィンパーティー
	身体測定	11月	七五三
4月	保育始め	12月	クリスマス会
5月	こどもの日		お餅つき
6月	歯みがき指導		お楽しみクッキング
	お楽しみクッキング※	1月	初詣
7月	プール開き(～8月下旬)	2月	豆まき
8月	お楽しみクッキング※		お楽しみクッキング
		夕涼み会	3月
9月	敬老の日の集い	お楽しみクッキング	
		芋ほり	

※6、8、10月の「お楽しみクッキング」は、世代間交流の一環として企画する予定。

(5) 避難訓練年間計画

毎月自主訓練を実施する。また、5、10、3月は、特養との合同避難訓練を行なう。

(6) 世代間交流

- ・入居者の方々と様々な行事を通して、交流を行なえる場を作り、親睦を深めていく。
- ・行事以外でも、各ユニットに出向き、交流の場を多く作っていく。
- ・入居者の方々の、リハビリを兼ねた製作活動に園児も参加し、一緒に活動を楽しみ、親睦を深めていく。

(7) 家庭との連携

- ・毎日連絡帳を通して、家庭での様子・園での様子を連絡しあい、また、年最低1回個人面談を行い、連携しながら子どもたちの成長をサポートしていく。

(8) 食事

- ・離乳食初期～後期のお子様:ご家庭で用意していただいた離乳食を提供していく。
- ・離乳食完了期のお子様……潰瘍食を提供していく。
- ・幼児食(1歳半前後～)……給食を提供していく。



## 1 基本方針

### (1) 介護

利用者が在宅で十分な介護を受けることが困難な場合などに一時的に利用いただき、家族の介護負担の軽減を図る。利用においては利用者の在宅生活の延長と捉え、可能な限り普段の日常生活と変わらない場を提供し、入浴・排泄・食事等支援する。また、在宅での日常生活が維持継続できるよう機能訓練をプランに沿って実施する。

### (2) 予防

利用者一人ひとりの意向やニーズに応じ個性を大事にする。利用者が在宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう計画に沿って支援する。

## 2 短期入所生活介護計画

### (1) 介護

- ① 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成する。作成した短期入所生活介護計画については、利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得る。
- ② 短期入所生活介護計画の作成だけでなく、継続的にサービスの実施状況及び目標の達成状況も記録する。
- ③ 新規利用者に対しては、事前面接のために在宅訪問し、利用者の身体・精神状態を的確に把握し、利用者・家族の希望を重視した介護・援助を統一して行う。

### (2) 予防

- ① 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護予防短期入所計画を作成する。作成した介護予防短期入所計画については、利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得る。
- ② 介護予防短期入所計画の作成だけでなく、継続的にサービスの実施状況及び目標の達成状況も記録する。
- ③ 新規の利用者に対しては、在宅での生活状況及び利用者の身体及び精神状況を的確に把握し、利用者の個々のニーズに応じた介護予防短期入所計画が出来るよう、居宅介護支援事業者と連携を図り、事前アセスメントを行う。

## 3 サービス実施内容(介護・予防共通)

### (1) 食事

- ① 利用者の咀嚼・嚥下機能と在宅での状態に応じた食事形態で提供する。また、体調や希望に応じて、臨機応変に対応する。
- ② 食事をする環境や雰囲気配慮し、楽しく、美味しく食べられるよう提供する。
- ③ 食事提供時間：朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00
- ④ 在宅での食事時間も考慮し、その方のペースに合わせた環境を提供する。

### (2) 排泄

- ① 身体機能、体調、在宅での状況を考慮し、個別に適した方法で行う。
- ② プライバシーを尊重し、自尊心を傷つけない声掛け、介助を行う。

(3) 入浴

- ①在宅での入浴が困難な方にも、安全かつ安心して入浴していただけるよう、サービスを提供する。
- ②利用者の状態や希望に合わせて、入浴方法を選択する。
- ③入浴を週2回目安とし、利用者の体調不良により清拭にて対応する。

(4) 宿泊環境の整備

在宅生活の状況を考慮しつつ、利用者の状態に合わせた居心地良い居住空間を整えていく。また、プライバシーが保たれ、清潔感のある居室づくりを行う。

(5) 口腔機能の向上

在宅生活の状況を考慮し、利用者の状態に合わせた口腔ケアを実施していく。また、衛生面から使用品は利用者各自で用意し、持参してもらう。

(6) 機能回復訓練

「生活リハビリ」の考えと理学・作業療法士の指導の下、生活の場で必要とする筋力を低下させないよう、個々のレベルに応じてサービスを行う。

(7) 栄養改善

必要に応じて食事摂取記録を付け、対象者には栄養アセスメントを作成する。家族の日常不安点を聞き取り、在宅でのADLの向上につなげる。

(8) アクティビティ

利用者に楽しくサービスを利用して頂くために、クラブ活動及び行事を提供する。なお、クラブ活動及び行事については、特別養護老人ホームで行われる行事予定に沿った実施と利用者の希望によりサービスを提供する。

(9) 送迎

- ①送迎可能エリア: 白井市、船橋市、印西市、鎌ヶ谷市、柏市
- ②1年365日、利用者のニーズに応えられる体制を整備し、「いつでも」「どこでも」をモットーに行う。
- ③利用者及び家族の希望により、家族での送迎を受け入れる。

## 4 健康管理

- ①特別養護老人ホーム内の看護師が、健康管理を行う。
- ②利用時のバイタルチェック(血圧測定、脈拍、検温)、入浴前のバイタルチェック、日々の利用者の表情、行動、排泄、顔色等の変化の様子観察を行う。また、希望により、毎週月曜日の歯科往診を利用して頂くことができる。

## 5 緊急時の対応

身体状況の急激な変化や怪我、及び突発事故においては、かかりつけの病院または、協力病院である北総白井病院へ搬送するか、もしくは救急車要請をするなど迅速に対応し、家族へも速やかに報告を行う。

## 6 その他

### (1) 受診

- ①定期的な受診については、家族に受診していただくとともに、利用中の定期薬についても家族に用意して貰う事とする。
- ②利用者の快適な生活のため、院内感染を避けるよう、事前に予防接種等の感染防止策を書面にて促し、感染もしくは疑いのある者を受け入れる場合は、個室等他の利用者からの隔離が可能な場合受け入れを行う。

### (2) 連携

- ①他事業部・他事業所との連携
- ②居宅支援事業所との連携
- ③家族との連携

### (3) 継続利用対策

一度利用していただいた利用者に対し、継続して利用をしていただくために、モニタリングを行い、利用者、家族及び介護支援専門員との連絡を密に行っていく。

### (4) 保険外サービス

利用者や家族の希望により、理容・美容サービスを、業者に委託し提供する。

### (5) 苦情受付

苦情受付窓口を設置し、サービスに対する利用者満足度を高め、信頼と適正性の確保を図る。苦情等発生した際、マニュアルに沿って迅速に対応する。

## I 介護(介護度 1～5)

### 1 基本方針

- (1) 介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した生活を営めるように、サービスを適切に提供する。
- (2) 介護サービスを利用し、自立した生活の為に能力維持・向上を求める為、保健医療・福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるように居宅サービス計画の作成とその後の経過管理を行ない、利用者の主体的な活動や地域社会への参加を高めることを目指した支援方針とする。
- (3) 地域包括ケアシステムが円滑に機能するよう、地域包括支援センターとの協力体制を整える。

### 2 サービス実施内容

- (1) 介護及び日常生活の相談は関係機関と協力し地域住民の相談に応じていく。
- (2) 要介護認定の申請の受付、申請書の提出。
- (3) 介護認定調査の実施。(委託事業)
- (4) 指定居宅介護サービス事業所、介護保険施設の紹介、福祉用具貸与、介護保険対象外サービスの紹介、指定施設サービス事業所との連絡調整。
- (5) 居宅サービス計画の作成
  - ①「利用者本位」・「自立支援」・「自己決定」の基本理念に基づき、関係市町村や各介護サービス事業者等との連絡調整を迅速に行い、利用者及び家族の希望通りの介護サービスを利用し、満足していただけるような居宅サービス計画を作成する。
  - ②利用者の意欲が高まるよう、コミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして適切な働きかけを行ない、自立の可能性を最大限に引き出せるような支援及び計画を立案していく。
  - ③介護予防ケアプランの作成にあたっては地域包括支援センターと密に連携を図り、総合的な観点から生活機能の向上を目標とする在宅生活をイメージし作成する。
- (6) サービス担当者会議  
居宅サービス計画の作成又は変更をする場合は、「利用者とその家族等」・「介護サービス事業者等」・「地域包括支援センター」等との間の連絡調整を密にし、円滑に介護サービスを利用していただけようにする。また、困難ケース等、介護支援専門員が必要と認める場合には、随時サービス担当者会議を開催する。

### 3 給付管理業務

利用者に関わる介護保険の給付が円滑に進むように、毎月、介護支援専門員から各介護サービス事業者へのサービス提供票の送付を確実に行う事及び、各介護サービス事業者から介護支援専門員へ実績の報告を受け、確認を正確に行うと共に、利用者又は家族へも実績の確認を行い、介護保険の給付が停止する等の、トラブルが発生しないようにする。

### 4 利用者の受け入れ

いつでも利用者の受け入れができるように、職員数の確保及び職員の資質の向上に努める。

## 5 実施地域

白井市・印西市・船橋市・鎌ヶ谷市・柏市

## 6 営業日及び営業時間

営業日	営業時間	時間外の対応
月～金	9時から18時	不可

## II 介護予防及び日常生活総合支援事業対象者のケアマネジメント

### 1 基本方針

予防給付におけるケアマネジメント業務を各自治体の地域包括支援センターより受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していけるよう、要介護状態になることをできる限り予防することを目的としたケアマネジメント業務を行う。

### 2 サービス実施内容

- (1) アセスメント
- (2) 介護予防ケアプランの作成
- (3) サービス担当者会議
- (4) モニタリングと評価
- (5) 給付管理(地域包括支援センターに、給付管理内容を正確かつ迅速に報告する。)
- (6) 請求業務(委託料の支払い請求の管理を的確に行う。)

### 3 地域包括支援センターとの連携

地域包括支援センターとの介護予防から予防、予防から介護への利用者の居宅サービスの移行を利用者に負担がかからないよう配慮しながら、スムーズに行えるようにする。

### 4 総合生活総合支援事業

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施する。